

# 中央ひなた保育クラブ 入所申請書類について (①②③全て提出が必要)

入所申請書類は公設学童クラブ・中央ひなた保育クラブ共通書式です。  
(和光市HPからダウンロードすることもできます。)

## ①【必須】入所申込書 (児童1人につき1枚ずつ必要)

- 学区に関わらず、第2希望以降がある場合はご記入ください。
- 希望入所期間は最長で1年度間となります。(空欄にはせず、必ずご記入ください。)

## ②【必須】児童状況表 (児童1人につき1枚ずつ必要)

- 特別な配慮の必要性がある場合は、必ず「特別な配慮の必要性」欄に記載の上、状況が分かる資料の添付をお願いします。記載内容以外の事項があった場合は、入所をお断りする可能性もあります。

## ③【必須】保育を必要とする証明書・その他必要書類 (保護者(父、母)それぞれの書類が必要)

※別世帯を含め20歳以上65歳未満の同居人(祖父母等)がいる場合は、保護者の一員として保育ができないことを証明する書類(申請対象児童の兄姉が学生の場合は学生証の写しで可)が別途必要です。提出がない場合は、保育補助者がいるものとして評価いたします。

### <就労の場合>

#### 1. 就労証明書

- ・証明書の有効期限は1年度間とします。(入所期間中において有効であること)  
※雇用期間が入所期間外、かつ契約更新無の場合は、入所できません。
- ・保護者記入欄を自書し、記入・捺印は勤務先にご依頼ください。
- ・変則勤務で、証明書に記入ができない場合は直近1ヶ月分の就労状況を確認できる書類の提出が必要です。  
※シフト表がある場合…シフト表を添付してください。(手書き不可)  
(シフト表提出の場合、「直近4週間の就労実績表」は不要です。)  
※シフト表がない、又は手書きシフト表の場合  
…「直近4週間の就労実績表」に申請対象児童の情報と、勤務状況を自書し、記入・捺印は勤務先にご依頼ください。  
(手書きシフト表に就労先の記入・捺印がある場合のみ、「直近4週間の就労実績表」の代わりとして受理できます。事業所名・所在地・代表者名の記入及び押印がない物は受理できませんので、ご注意ください。)
- ・残業が恒常的にある場合は、残業証明書やシフト表等の提出をお願いします。  
提出がない場合には就労証明書に記載された就業時間で指数を判定します。
- ・個人で会社経営又は自営業をしている場合は、営業の事実が確認できる書類(確定申告書・営業許可書等)の写しの提出が必要です。

#### 2. 通勤・通学の経路 (単身赴任又は自宅勤務の保護者は、提出不要)

- ・勤務先から自宅までの経路を自書してください。(勤務先から自宅へ直帰した場合の経路)
- ・公平性の観点からGoogleマップ等を参照しご記入ください。
- ・電車等の乗換の待ち時間等を考慮に入れる場合、通常の帰宅時間帯での待ち時間等を目安にしてください。

### <就労以外の場合>

- 就労以外の理由(就学、病気、障害、出産、介護、看護付き添い)で入所を希望される方は、和光市HPを参照し、理由に応じた必要書類を提出してください。

## ④その他 (該当する場合のみ)

- ひとり親であることの申立書…ひとり親の場合(死亡・離婚・別居・未婚)はご提出ください。
- 公設学童クラブの利用料算出に必要な書類…中央ひなた保育クラブへの提出は不要です。第2希望以降に公設学童クラブを希望される場合は、申請時に中央ひなた保育クラブ経由で和光市役所に提出することもできます。(利用料算出に必要な書類についての詳しい説明は、和光市役所のHPをご確認ください。)

## 提出書類に関するよくある質問

### <書類全般について>

- 1 Q 提出書類に書く内容は、申込時の情報でいいのか。  
A 入所日時点の情報を記入してください。申し込み後、入所までの間に引越しするなどの場合は、引越し後の住所等を記入してください。(住所は選考結果の通知等にも使用しますので、引越し予定時期もお知らせください。)
- 2 Q 書類を提出した後に、第2希望以降を追加したい場合はどうすれば良いか。  
A 第1希望先にご連絡ください。提出済みの入所申込書に追記していただく必要があります。口頭・電話での受付は行っていません。
- 3 Q 書類を提出した後に、希望先を変更したい場合はどうすれば良いか。  
A 第1希望先に「申込学童クラブ変更届」を提出する必要があります。口頭・電話での受付は行っていません。
- 4 Q 書類を提出した後に、入所申請を取り消したい場合はどうすれば良いか。  
A 第1希望先に「入所申請取下届」を提出する必要があります。口頭・電話での受付は行っていません。
- 5 Q 入所申請書類はどこに提出すれば良いか。  
A 中央ひなた保育クラブを第1希望とされる場合は、中央ひなた保育クラブに提出してください。  
公設学童クラブを第1希望とされる場合は、和光市役所保育施設課に提出してください。  
その他私設学童クラブについては、各施設にお問い合わせください。

### <入所申込書について>

- 1 Q 申込区分「1 新規」と「2 転所」はどちらに○をつければいいのか。  
A これから入所を希望する場合は全て「1 新規」に○をつけてください。  
(「2 転所」は、年度途中で他の学童クラブに切り替えたいときにつけていただくものです。)
- 2 Q 「課税の有無」欄はどう記入すればいいのか。  
A 前年度中に就労し、所得税を納めていた場合は、「前年分所得税」「前年度市町村民税」欄の有にそれぞれ○をつけてください。前年度中の市町村民税が非課税の場合は、「前年分所得税」「前年度市町村民税」欄のなしにそれぞれ○をつけてください。
- 3 Q 「入所児童の世帯の状況」欄が足りない場合はどうすれば良いか。  
A 入所申込書を2枚ご用意頂き、1枚目に書ききれない分を2枚目にご記入ください。

### <児童状況表について>

- 1 Q 「同居人の状況」欄はどのような場合に記入すればいいのか。  
A 同居かつ、別世帯の祖父母等がいる場合のみ、「いる」に○をつけ、記入してください。(別居の祖父母等がいる、もしくは祖父母が居ない場合は、「いない」に○をつけてください。)  
また、同居かつ同世帯の祖父母等がいる場合は、入所児童の同世帯者になりますので、「入所申込書」の「入所児童の世帯の状況」欄にご記入ください。(この場合、「児童状況表」の「同居人の状況」欄は「いない」に○をご記入ください。)

### <保育を必要とする証明書・その他必要書類について>

- 1 Q 第二子の保育園の入園申込みと、第一子の学童クラブ入所の申込みをする予定だが、両方に就労証明書を提出しなければならないのか。  
A 保育園と学童クラブ両方にお申込みいただく際、「就労証明書」はどちらか一方に原本を提出いただければ、もう一方はコピーで構いません。
- 2 Q 兄弟姉妹で学童クラブに入所申込みするが、それぞれに就労証明書が必要なのか。  
A 「就労証明書」と「通勤・通学の経路」はどちらか一方に原本を提出いただければ、もう一方はコピーで構いません。
- 3 Q 公設学童クラブの利用料算出に必要な書類はどこに提出すれば良いか。  
A 中央ひなた保育クラブへの提出は不要ですが、第二希望以降に公設学童クラブを希望される場合は、申請時に中央ひなた保育クラブ経由で和光市役所に提出することもできます。(利用料算出に必要な書類についての詳しい説明は、和光市役所のHPをご確認ください。)  
申請後に追加で提出したい場合は、和光市役所に直接提出してください。